

公益財団法人長野県テクノ財団の組織及び運営に関する規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人長野県テクノ財団（以下「財団」という。）の組織及び運営に関し、法令又は定款に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 決裁 理事長の権限に属する事務について、意志決定することをいう。
- (2) 専決 理事長の権限に属する事務を、常時、理事長に代わって決裁することをいう。
- (3) 代決 理事長又は専決の権限を有する者が、不在のとき又は欠けたとき、一時、その者に代わって決裁することをいう。

第2章 組 織

(組織)

第3条 長野市に財団の本部事務局を置き、定款第3条に規定する地域に当該地域を対象とする事業を実施する拠点として地域センターを配置し、それぞれに地域センター事務局を置く。

2 地域センターの名称及び地域センター事務局の設置場所は、別表1のとおりとする。

(職及び職務)

第4条 本部事務局に事務局長、事務局次長及び事務局職員を置く。

- (1) 事務局長は、理事長及び専務理事の命を受け、局務を総括し、事務局次長及び事務局職員を指揮監督する。
- (2) 事務局次長は、上司の命を受け、業務を処理し、事務局職員を指揮監督する。
- (3) 事務局職員は、上司の命を受け、業務を処理する。
- (4) 上記のほか、必要に応じ本部事務局に企画員及び主任を置き、事業の企画調整に関する業務を処理させることができる。

2 地域センター事務局に地域センター事務局長、テクノコーディネータ、地域センター事務局職員を置く。

- (1) 地域センター事務局長は、事務局長の命を受け、地域センターの局務を総括し、業務を処理し、テクノコーディネータ及び地域センター事務局職員を指揮監督する。
- (2) テクノコーディネータ及び地域センター事務局職員は、上司の命を受け、業務を処理する。

3 前2項に定めるもののほか、業務の運営上必要な職を置くことができる。

(本部事務局の所掌事務)

第5条 本部事務局の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 理事会、評議員会その他会議の開催に関すること。
- (2) 定款その他諸規程の制定及び改廃に関すること。
- (3) 事業計画及び収支予算並びに事業報告及び収支決算に関すること。
- (4) 資金計画の策定並びに資金の調達及び運用に関すること。
- (5) 予算執行及び庶務に関すること。
- (6) その他理事長が必要と認めた事項。

(地域センター事務局の所掌事務)

第6条 地域センター事務局の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域センター業務の推進に必要な会議の開催に関すること。
- (2) 地域センター事業の企画に関すること。
- (3) 地域センター事業の予算執行及び庶務に関すること。
- (4) その他理事長が必要と認めた事項。

(地域協議会)

第7条 地域センターには、当該地域センター事業の企画及び運営に、地域の産学官の意見等を反映するため、地域協議会を設置することができる。

- 2 地域協議会の会長は、理事長が、理事の中から選任し委嘱する。
- 3 地域協議会の委員は、地域センター毎に40人以内で会長が委嘱するものとし、選任にあたっては、地域における産学官関係者の意見が適切に反映されるよう配慮しなければならない。
- 4 地域協議会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠又は増員のため就任した委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 5 地域協議会の副会長は、会長が、地域協議会の委員の中から指名する。
- 6 会長に事故あるときは、副会長が会長の職務を代理する。
- 7 地域協議会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。
- 8 その他地域協議会の組織及び運営について必要な事項は、地域協議会の協議により定める。

第3章 運 営

(理事長の決裁事項)

第8条 理事長の決裁事項は、次のとおりとする。

- (1) 規程、予算その他理事会に提案する事項の決定に関すること。
- (2) 職員の人事に関すること。
- (3) 資産の管理運用に関すること。
- (4) 専務理事、事務局長及び地域センター事務局長が専決する事項のうち、専務理事、事務局長及び地域センター事務局長において理事長の決裁を要すると認めるもの。

(専務理事の専決事項)

第9条 専務理事の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 重要な収入の調定に関する事。
- (2) 事業費（義務的経費を除く。）の支出に関する事。
- (3) 通知、申請、契約、届出等に関する事。
- (4) 職員の服務に関する事。
- (5) 予算の流用に関する事。
- (6) 資金の借入れ及び償還に関する事。
- (7) 事務局長及び地域センター事務局長が専決する事項のうち、事務局長及び地域センター事務局長において専務理事の決裁を要すると認めるもの。

(地域センター事務局長の専決事項)

第10条 地域センター事務局長の専決事項は、次のとおりとする。なお、地域センター事務局の事務処理に関して必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

- (1) 地域協議会に提案する事項の決定に関する事。
- (2) 地域センターに係る通知、申請、契約、届出等に関する事。
- (3) 地域センターの事業及び予算の執行に関する事。
- (4) 地域センター事務局職員の服務に関する事。
- (5) その他地域センターに係る事項に関する事。

(事務局長の専決事項)

第11条 事務局長の専決事項は、理事長の権限に属する事務のうち前3条に規定する事項以外のものとする。

(専決の制限)

第12条 前3条に定めるところにより専決の権限を有する者は、当該専決に係る事項が特に重要又は異例と認められるときは、理事長の決裁を受けなければならない。

(専決の報告)

第13条 専決した者は、専決した事項のうち、特に理事長が了知しておく必要があると認められるものについては、適宜その概要を理事長に報告しなければならない。

(代決処理)

第14条 理事長が不在のときは、専務理事がその事務を代決する。

2 専務理事が不在のときは、専務理事の専決事項について事務局長がその事務を代決する。

3 事務局長が不在のときは、事務局長の専決事項について事務局次長（事務局次長が複数いる場合には予め事務局長が指名した事務局次長）がその事務を代決する。

4 前3項に定めるところにより代決の権限を有する者は、当該代決に係る事項が特に重要又は異例と認められるときは、前3項の規定にかかわらず代決をしてはならない。

(代決後の手続き)

第15条 前条により代決した者は、代決した事項のうち、上司の閲覧を要すると認められるものについては、必ず後閲を受けなければならない。

(改廃)

第16条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定めるものとする。

附則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人として本財団の設立の登記の日から施行する。

(別表1)

名 称	位 置
善光寺バレー地域センター	長 野 市
浅間テクノポリス地域センター	上 田 市
アルプスハイランド地域センター	松 本 市
諏訪テクノレイクサイド地域センター	諏 訪 市
伊那テクノバレー地域センター	伊 那 市